

5. 「滋賀県営都市公園マネジメント基本方針(原案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

【滋賀県民政策コメント制度】

番号	頁	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
その他(全体等)			
1	全体	「滋賀県営都市公園マネジメント基本方針」においても、公園内全面禁煙(敷地内禁煙)を追記してはどうか。	いただいたご意見については、事業者をはじめとした関係者および関係部署と情報共有し、今後、公園ごとに検討させていただきます。

【市町他関係機関への意見照会】

番号	頁	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
はじめに			
1	本編 P1	「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しては、屋外オープンスペースとしての都市公園の役割が改めて注目されることになりました」とされているが、駐車場の閉鎖などこれまでのコロナ対応やこれからのコロナ対応を踏まえた記述は必要でないか。	本方針の 16 ページにおける『3-1. 県営都市公園が担うべき役割・機能』の『1. 利用の多様性が担保された公園』において、 <u>公共的なオープンスペースとして、利用の多様性が担保された公園をめざすこと</u> 、また『4. 災害・危機に強い公園』において、 <u>有事の際には公園管理者、防災関係部局、地域住民等が連携し対応できるよう、危機管理体制の充実をめざすこと</u> としており、ご意見の内容を踏まえているため、原案のとおりとします。なお、ご意見の内容については今後の参考とさせていただきます。
滋賀県営都市公園の現状と課題			
2	本編 P10	「近隣住民や県内外からの広域的な利用者」とされているが、4・5月に駐車場を閉鎖、県外からの利用を制限した対応について考え方を整理されておく必要があるのではないか。	ご意見については、関係部局と情報共有を図り、今後の公園緑地検討協議会等で調整、整理させていただきます。
3	本編 P14	今後の新規整備のあり方については、県営都市公園の適正なバランス配置(偏りのない配置)も視野に入れていただきたい。 【例えば】 今後の新規整備のあり方については、既存の県営都市公園とのバランス、適正な配置も含め、……	本方針の 18 ページにおける『I. 「つくる」から「つかう」への転換』より、整備については都市政策上の計画・方針との整合に配慮し、立地、機能、役割等を精査して、より効果的な整備を行うこととしており、ご意見の内容を踏まえているため、原案のとおりとします。

番号	頁	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
基本方針			
4	概要版 P2 本編 P15	図(県営都市公園の役割:防災機能)には、「排水・遊水用地等として」と記載がありますが、各公園の防災機能について整理いただき、公園が遊水地等となる場合には、周辺地域に対する被害軽減のための防災・減災機能について検討、記載をお願いします。	本方針の 19 ページにおける『3-3. 担うべき役割・機能を実現し、施策の方向性を具体化する上で参考となる施策例』における施策例に次のとおり追記します。 「(27)都市公園の防災・減災機能の向上【4】 災害時の住民の避難地や復旧・復興のための拠点となる公園整備、並びに雨水貯留浸透機能を有する公園整備などを引き続き行う。」
5	本編 P17	(仮称)県営金亀公園 「都市的な特徴ある利用」とは具体的にどういうことか。注釈や説明が必要ではないか。	本方針の 17 ページにおける『【各県営都市公園が担うべき役割・機能】(仮称)県営金亀公園』において、 <u>観光や民間事業、イベント等の具体例を記載</u> しており、ご意見の内容を踏まえているため、原案のとおりとします。
6	概要版 P4 本編 P18	「つくる」から「つかう」への転換 説明書きの内容は理解でき、後段にも効果的な整備を行うとの記載があるが、「つくる」から「つかう」の表現では、つからないことをイメージしてしまうのではないか。県営金亀公園の整備やその他公園緑地の再整備もあると思うので、つからないイメージの表現は修正した方がよいと思う。	本方針の 18 ページにおける『I.「つくる」から「つかう」への転換』において、 <u>今後は質を高めるために必要な整備を積極的に推進</u> することとしており、ご意見の内容を踏まえているため、原案のとおりとします。

番号	頁	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
基本方針			
7	本編 P18	<p>今後の新規整備のあり方については、県営都市公園の適正なバランス配置(偏りのない配置)も視野に入れていただきたい。</p> <p>【例えば】 新規整備の実施は、単なる総量的な目標の達成ではなく、都市政策上の計画・方針、既存の県営都市公園とのバランス、適正な配置も含め検討し、……</p>	<p>本方針の 18 ページにおける『 I. 「つくる」から「つかう」への転換』より、整備については都市政策上の計画・方針との整合に配慮し、立地、機能、役割等を精査して、より効果的な整備を行うこととしており、ご意見の内容を踏まえているため、原案のとおりとします。</p>
8	本編 P19	<p>各公園の浸水リスク(洪水浸水想定区域と地先の安全度マップ)を踏まえた利用等の方針を記載すべき。</p>	<p>本方針の 19 ページにおける『3-3. 担うべき役割・機能を実現し、施策の方向性を具体化する上で参考となる施策例』の『(26)危機管理対応マニュアルの策定・見直し【4】』における施策例に次のとおり追記します。</p> <p>「(例:浸水リスク(地先の安全度マップ等)や土砂災害リスクを踏まえた体制づくり)」</p>
9	本編 P19	<p>施策例について、滋賀県流域治水の推進に関する条例第 11 条(公園等の雨水貯留浸透機能の確保)の追加</p>	<p>本方針の 19 ページにおける『3-3. 担うべき役割・機能を実現し、施策の方向性を具体化する上で参考となる施策例』における施策例に次のとおり追記します。</p> <p>「(27)都市公園の防災・減災機能の向上【4】 災害時の住民の避難地や復旧・復興のための拠点となる公園整備、並びに雨水貯留浸透機能を有する公園整備などを引き続き行う。」</p>

番号	頁	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
その他(全体等)			
10	本編 P20	<p>施策例について、対応する役割・機能、または施策展開の方向性のいずれかの番号のみ記載されているものがあるが、両方の記載が必要ではないか。(7件)</p> <p>✓ 役割・機能のみの記載となっているもの:5件 例:(17)バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進</p> <p>✓ 施策展開の方向性のみの記載となっているもの:2件 例:(21)県外からの観光誘客が可能な特徴ある整備と情報発信</p>	<p>施策例は、役割・機能または施策展開の方向性のいずれかにしか該当しないものもありますので、原案のとおりとします。</p>
11	本編 P21	<p>検討項目として、「浸水リスクへの配慮」も必要と思われます。</p> <p>それぞれの公園において、「地先の安全度マップ」および「洪水浸水想定区域図」を確認の上、浸水リスクを踏まえた土地利用・設備整備への配慮や、施設管理者・公園利用者に対して浸水リスクの周知等の対策を行っていただきますようお願いします。</p>	<p>ご意見を参考に、浸水リスクを踏まえた土地利用・設備整備への配慮や、施設管理者・公園利用者に対して浸水リスクの周知等の対策に努めます。</p>
12	全体	<p>文言や表現の統一や誤植等の修正が必要ではないか。</p> <p>(「目指す」→「めざす」等、36件)</p>	<p>文言、表現を統一し、誤植等を修正します。</p>